

会 議 録

会議の名称	第8回 本荘由利一市七町合併協議会
開催日時	平成15年9月25日(木) 午後 1時30分
開催場所	矢島町 コミュニティセンター「日新館」
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり
欠席者氏名	無
<p>1. 開 会 2. 委嘱状の交付 3. 会長挨拶 4. 会議録署名委員の指名について 5. 議題 (報告事項) 報告第20号 新市名称の募集結果について (協議事項) 協議第22号 建設関係事業の取り扱いについて(継続協議) 協議第23号 条例、規則等の取り扱いについて 協議第24号 窓口業務の取り扱いについて 協議第25号 水道事業の取り扱いについて 協議第26号 下水道事業の取り扱いについて 協議第27号 文化振興事業の取り扱いについて 協議第 7号 新市まちづくり計画(素案)について 6. その他 7. 閉 会</p>	
会議の経過	別添のとおり

別紙 出席者名簿

会 長 柳 田 弘

委員(41名)

1号委員		2号委員		3号委員	
副会長	佐々木 秀 綱	委 員	齊 藤 好 三	委 員	東海林 京 子
"	佐 藤 清 圓	"	工 藤 兼 雄	"	村 岡 兼 幸
"	加 藤 鈺 一	"	大 場 重 夫	"	茂 木 好 文
"	阿 部 満	"	佐 藤 實	"	鈴 木 清
"	阿 部 幸 悦	"	阿 部 一 雄	"	高 橋 良 一
"	三 浦 孝 郎	"	前 川 侔	"	三 浦 稔
"	佐 藤 源 一	"	村 上 亨	"	尾留川 正
		"	木 内 忠 一	"	木 内 忠 一
		"	成 田 正 雄	"	佐々木 正 男
		"	小 松 敏 博	"	小笠原 良 一
		"	遠 藤 忠 平	"	長谷川 光
		"	小 松 義 嗣	"	金 子 拓 雄
		"	齊 藤 栄 一	"	三 浦 重 夫
		"	鈴 木 澄 夫	"	須 田 妙 子
		"	今 野 義 親	"	松 田 訓
		"	眞 坂 孝 衛	"	高 橋 和 子
				4号委員	
				委 員	石 山 修

幹 事 (16名)

幹事長	鷹 照 賢 隆	幹 事	齋 藤 隆 一
副幹事長	小 松 久 男	幹 事	土 田 隆 男
幹 事	佐 藤 徳 弥	幹 事	早 川 修 一
"	佐々木 登	幹 事	莊 司 和 夫
"	伊 藤 正 弘	幹 事	藤 原 秀 一
"	小笠原 察 雄	幹 事	小 松 慶 悦
"	三 浦 昭 夫	幹 事	加 賀 秀 喜
"	村 上 隆 司	幹 事	佐 藤 善 昭

事 務 局 (13名)

局 長	佐々木 均	調整第1 班長	佐 藤 俊 一	齋 藤 一 昭
副局長	村 上 健 司	調整第2 班長	佐 藤 一 喜	佐 藤 和 広
次 長	熊 谷 正	調整第3 班長	遠 藤 晃	伊 藤 康
次 長	渡 部 進	計画班長	伊 藤 篤	
		総務班長	三 浦 清 久	

午後1時30分 開 会

○事務局

ご案内の時刻となりましたので、これより第8回本荘由利一市七町合併協議会を開会いたします。

最初に、次第の2、委嘱状の交付であります。このたび委員に異動がありましたので、委嘱状の交付を行います。

矢島町議会議長 大場重夫様。

○柳田会長

委嘱状 矢島町議会議長 大場重夫様

本荘由利一市七町合併協議会委員に委嘱する。

平成15年9月25日

本荘由利一市七町合併協議会会長 本荘市長 柳田 弘

○事務局

矢島町議会議員 佐藤 實様。

○柳田会長

委嘱状 矢島町議会議員 佐藤 實様

本荘由利一市七町合併協議会委員に委嘱する。

平成15年9月25日

本荘由利一市七町合併協議会会長 本荘市長 柳田 弘

○事務局

続きまして、次第3、会長あいさつ。

○柳田会長

開会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、第8回の協議会となり、矢島町のコミュニティセンター「日新館」を会場に開催します。

ここに矢島町長さんはじめ、職員の方々には、会場等の設備、準備に大変なご協力を賜りまして、心から感謝申し上げます。

今月は、各市町とも、9月定例会の時期であり、また委員各位には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、心から感謝申し上げます。

さて、協議会も8回目を迎えまして、協議内容も多岐にわたっておりますが、新しい市をいかに住民にとって住みよい町にするかという崇高な理念のもとでの協議会でありますので、大いに議論を重ねて、希望に満ちた未来に輝けるまちづくりに努力してまいりたいものと存じます。

最後になりましたが、先日、大内町の佐々木町長さんにおかれましては、町長選挙で五選を果たされたことは誠にめでたく、心よりお祝いを申し上げます。

また、この度、矢島町議会選出の委員さんに異動がございましたが、大場議長さんには4月まで委員として参加されており、今度は議長として、また佐藤 實さんには委員として参加となりますが、お二人方にはこれからもよろしくお願ひしたいと存じます。

以上でございます。

○事務局

それでは、これより協議に入らせていただきます。

会議の議長は、合併協議会規約第 10 条第2項の規定に基づきまして、会長が当たることになっております。

会長、よろしくお願いします。

○柳田会長

それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

これより議事に入ります。

本日の出席委員は 41 名であります。出席委員は定数に達しております。

本協議会に説明のため、幹事の出席を求めています。

次第4、会議録署名委員を指名いたしたいと思っております。

会議録署名委員は、会議運営規定第8条第2項の規定により、鳥海町の今野義親委員、西目町の三浦重夫委員を指名いたします。

なお、本日の会議時間は午後4時 30 分までの3時間を設定いたしております。

次に、5の議題に入ります。

報告第 20 号「新市名称の募集結果について」であります。ただ今事務局より募集結果の一覧表を委員の皆さんにお配りいたします。

資料は、傍聴席のほうにも配付しているようでありますので、少々お待ち下さい。

【資料配付】

○柳田会長

それでは、事務局より説明を願います。

○事務局

大変ご苦労さまです。

資料1ページ、報告第 20 号 新市名称の募集結果についてであります。ただいまお手元にお配りいたしました新市名称の募集結果をご覧くださいと思います。よろしいでしょうか。

この募集結果の1ページ目に募集状況を載せてございます。7月 10 日から9月9日まで、1市7町の住民皆さんを対象に2カ月間募集いたしました。募集総数が 5,367 件、大変多くの応募をいただきまして、応募いただきました皆様には感謝申し上げたいと思っております。

なお、せっかく応募いただきましたが、同一人が同一名称を複数応募したり、あるいは一市七町の住民でない方の応募などの 156 件の無効がありましたので、有効件数は 5,211 件でした。応募の名称の種類ですが、漢字の名称が 828 種類、仮名と漢字の組み合わせた名称が 126 種類、ひらがな名称が 118 種類、片仮名名称が 14 種類、それからひらがなと片仮名の組み合わせが 1種類ということで、合計 1,087 種類の応募がありました。

2枚目をご覧くださいと思います。

新市の名称いろいろ書いてございます。2枚目、応募のうち、有効 1,087 種類の名称の一覧表を五十音に掲載しておりますので、これにつきましてはあとでじっくりとご覧いただきたいと思っております。

なお、この名称一覧表下段に米印があります。この表の件数の右に現存名というものがありませんが、この欄に黒丸の印がついた名称がございます。これは、この名称の表記が現在全国の自治体名として既に使用されているということで、これらについては昭和 45 年に国から市の設置もしくは町を市にする処分を行い場合において、当該処分により新たに市になる普通地方公共団体の名称については、既存の市の名称と同一または類似することのないよう十分配慮するということの通達がございます。残念ながらせっかく応募いただきましたが、新市の名称には使用できないというものでございます。

続きまして、先ほどお配りした中で、新市の名称第1次選定のフローチャートについて説明したいと思います。

先ほど、この名簿と一緒に皆様の方にはフローチャートと、それからこの黄色い用紙、投票用紙、それから内封筒、外封筒というふうなものをお配りしてございます。ただいま募集結果につきまして報告いたしました。が、前回の協議会で確認をいただきました新市の名称の選定方法により、これから第1次選定、第2次選定、そして新市の名称の決定という段取りで進めてまいります。

第一次選定は、応募された全作品の中から合併協議会委員の皆様が新市の名称にふさわしいと思われる2作品を選定し、郵便により投票していただくということになっております。先ほど皆様に応募の集計表と一緒に、先ほど言いましたように投票用紙、右側の方に①と書いてございますが、投票用紙、それから②、小さい封筒ですけれども、②の内封筒、それから皆様方に切手が貼ってあると思いますが、③と書いた外封筒をお配りしてございます。皆様におかれましては、この①の黄色い用紙ですが、この投票用紙に新市の名称にふさわしいと思われる作品2作品、なお、ふさわしいと思われる作品が1点しかない場合は、1点のみの記載でも結構です。この用紙に番号と名称、そして振り仮名を記入していただきまして、記入されましたら、この黄色い封筒ですが、②の内封筒に入れてのり付けをしてもらおうと。そして、最後に切手のはってある③の外封筒に入れて、これものり付けをして、これには住所・氏名を記入して、10月20日、月曜日ですが、10月20日まで事務局に必着するようにポストに投函していただきたいと思っております。

次に、開票についてですが、事務局に届きました郵便につきましては事務局で厳重に保管し、10月23日、木曜日になります。が、この日開催予定の幹事会で、各幹事の立ち会いのもと開票作業を行いたいと思っております。

なお、疑問票がある場合は、幹事皆様と協議の上整理し、開票結果につきましては10月27日、月曜日ですが、この合併協議会で公表し、第2次選定に進めてまいりたいと考えてございます。

なお、第2次選定は第1次選定を終えて1カ月程度の期間を設けてというようなことがありますので、11月の合併協議会ということになると思っております。

以上が、新市の名称にかかわる第1次選定のフローチャートであります。

以上であります。

○柳田会長

ただ今の説明に対して何かご質問ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ないようでありますので、報告第20号につきましては、委員の皆様は10月20日が期日でありますので、遅れないように投票して下さるようお願いいたします。

続きまして、協議事項に入ります。（委員挙手あり）特に許します。

○小松敏博委員（大内町）

大内町の小松であります。が、ただいま配付されました応募されたところを見ていますが、年齢的なもの、報告いただいたでしょうか。そちらの方に頭がいていて、年齢的にはどういうところの人が一番多かったのか、そこら辺のことについて集計がありましたらどうか教えていただきたいと思っております。

○柳田会長

事務局、説明してください。

○事務局

年齢的なお話がありましたので、お答えしたいと思います。

一番多かったのは、10代が18%が一番多かったです。それから、17%で50代・60代、その下が70代の14%、あとは10歳未満というところが2.9%、20代は5%、30代は7.1%、40代が9.7%、それから80歳以上が3.9%、あと不明というものが4%でありました。以上です。

○柳田会長

よろしいですか。

それでは、協議事項に入ります。

前回の継続協議となっていました、協議第22号の「建設関係事業の取扱いについて」、事務局から説明をお願いします。

○事務局

2ページ目をお開き願いたいと思います。

「建設関係事業の取扱いについて(継続協議)について」であります。

前回の協議会において、除雪関連の調整方針の修正を求められておりましたが、その内容を次のとおり修正、ご確認願います。

(2)の波線部分が修正した文言であります。前回はこの部分が、新市において除雪計画を策定し、住民の利便性の低下を招かないよう効率的に実施するとしておりましたが、この全体を(2)除雪体制については現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において地域の実情に応じた除雪計画を策定し、その充実に努めるという内容に修正します。

除雪計画は、現在、各市町で作成されており、その計画に基づいて除雪作業が実施されております。新市になれば、新市の除雪計画を作成することになりますが、現在の各市町の除雪体制が地域の実情に合った最も有効な手段で行われていることから、現行の各市町の計画に基づいた内容で作成するとともに、除雪機能がさらに向上するように努めるということで修正したものであります。以上でございます。

○柳田会長

ただ今の事務局の説明に対して、何かご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ないようでありますので、継続協議となりました協議第22号「建設関係事業の取扱いについて」は、確認をいただいたものと決定いたします。

次に、協議第23号の「条例、規則等の取扱いについて」、事務局から説明をお願いします。

○事務局

3ページをお開き下さい。

協議第23号「条例、規則等の取扱いについて」、ご説明をいたします。

新設合併の場合、新市発足時には一市七町の条例、規則等はすべて効力を失うこととなります。従いまして、新市において新たに条例、規則等を制定し、施行することとなりますので、その取り扱いについてあらかじめ確認をしておく必要があり、協議項目として提出し、協議をお願いするものでございます。

調整内容を申し上げます。

条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- (1) 合併と同時に市町職務執行者の専決処分により即時制定し、施行する必要があるもの。
- (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの。
- (3) 合併後、逐次制定し、施行するもの。という内容でございます。

5ページ、6ページをお開き下さい。

5ページには、現在、各市町の例規集に搭載されている条例等の件数を参考までに記載してございます。中段からは、具体的な整備方針について記載をしてございますので、説明をいたします。

新市の条例等の制定にあたっては、合併協議会で協議確認された各種事務事業の調整内容に基づき分類し、次の3つの施行区分により整備していくものであります。

1といたしまして、即時施行でございます。

本来、条例というのは議会の議決により成立をする訳でございますが、地方自治法第179条では議会を招集するいとまがない時などは、普通地方公共団体の長は議決すべき事件を処分することができる」と規定されております。法令により、必ず制定が必要なものや市政施行上、空白が許されない事務事業に関するものなどについては、合併と同時に市長職務執行者の専決処分により即時制定し、施行するものでございます。例といたしまして、一部をここに記載しましたが、税条例でありますとか、手数料条例、市営住宅設置条例などが挙げられます。先に合併をした自治体の例を見ますと、即時制定施行した条例の件数は約150件から200件近くになってございます。規則等についても同じくらいの件数が見込まれるところでございます。

次は、暫定施行でございます。

条例は、新市全域について適用されることが原則であります。これまでの経緯により、現在の市・町に施行されている条例、規則等を合併後の新市においても当分の間、地域を限定し、引き続き施行されることが必要なものも考えられます。そのようなものについては、市長職務執行者の名において暫定施行という方法をとるものでございます。これは、地方自治法施行令第3条に基づくものでございます。事例といたしましては、平成13年に東京都田無市と保谷市が合併し、西東京市が誕生しておりますが、その暫定条例に田無市、私立高等学校入学資金貸し付け条例、保谷市勤労者等住宅資金融資条例などが暫定として施行されていた例がございました。

次は、漸次施行分でございます。

アとしまして、新市発足後、逐次制定し施行するものでございます。例といたしましては、表彰条例や新市長の政策的な判断などを要する事項に関する条例などでございます。イといたしまして、市長職務執行者の専決処分による制定になじまないものということで、これは議会議員に提出権のある議会の委員会条例でありますとか、議会事務局設置に関する条例などでございます。また、各行政委員会の規則なども、その委員会において制定されていくものでございます。

以上のような区分により調整し、新市の事務に支障のないよう整備をしていくものでございます。

6ページの中段からは、ただいま説明の中で引用いたしました法令について条文を抜粋して記載をいたしております。

以上でございます。

○柳田会長

ただ今の説明に対して、何かご質問、ご意見などございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○阿部一雄委員(岩城町)

岩城町の阿部と申します。

2番の暫定施行の件でございますが、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの、こうなりますと暫定的に暫定期間というものがあるんだらうと思いますが、岩城町の場合は、隣りが秋田市でございます、兄弟が秋田市と岩城町に住んでおるとか、秋田市から岩城町に転入なされる方もある訳でございます。

そういう方々から行政サービスのレベルは秋田市並みという要望がいつも出てくる訳でございます、行政内容によっては秋田市と同じレベルのものがある。ですから、1市7町とはサービスのレベルの点でかなりの差の開くものもあると思いますので、合併したらサービスの低下につながって悪くなったと言われぬように内容をよくご検討しながら、暫定的と言わずに、そういう地域のレベルの高いものを続けていただくように、よくご検討をしていただきたいと要望を申し上げておきたいと思っております。

○柳田会長

ただ今のご意見は、事例を挙げて要望ということでございますので、事務局でさらに検討していただきたいと思っております。

そのほかございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

それでは、ないようでありますので、協議第23号「条例、規則等の取扱いについて」は、確認をいただいたものと決定いたします。

次に、協議第24号の「窓口業務の取扱いについて」、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、本日の資料7ページをご覧ください。7ページの協議第24号「窓口業務の取扱いについて」を説明いたします。

窓口業務と言いますと、税関係や教育委員会関係、広くは各課の窓口業務も入るわけですが、合併協議会でご確認いただくものとして住民が最も多く利用し、各種諸証明の発行を受ける戸籍及び住民基本台帳等にかかわる窓口業務を主といたしまして、今回確認いただくものがあります。

調整方針といたしましては、

- (1) 諸証明の発行については様式を統一して実施する。
- (2) 諸証明交付手数料については、合併時に統一する。
- (3) 臨時運行許可手続きについては、本荘市の例により実施するとなっております。

なお、資料につきましては、9ページから12ページに1市7町の現況を掲載してございます。最初に、9ページ、10ページをご覧ください。

上段の諸証明の発行業務につきましては、7月17日の第6回合併協議会協議第19号で「電算システム事業の取扱いについて」で確認されましたように、戸籍システム及び住基システムが統合されることから、本町及び各総合支所等で発行する諸証明につきましては様式を統一して発行するものであります。

次に、同じページにあります諸証明交付手数料でございますが、各市町、ほとんど同一でございますが、一部に差異がございます。調整内容といたしましては、合併時に統一することといたしておりますが、その全体的な内容につきましては13ページの方の別表にすべての内容を記載してございます。13ページと見比べながらご確認をいただきたいと思っております。

9ページ、10ページに記載されております諸証明交付手数料にかかわります内容は、各市、町とも同一の内容であります。新市におきましても同一の金額の調整内容となっております。

次に、11ページ、12ページをご覧ください。

ここにありますがつきましては、一部に差異がございます。差異のある部分につきましてご説明いたします。

一番上にあります住民票につきましては、5人までは各市町一通200円ということで同じであります。5人を超える部分で加算している町が3町ございます。これにつきましては、加算を行わず、本荘市・矢島町・岩城町・西目町・鳥海町の例によりまして一通200円とする調整内容であります。

次に、上から4番目にあります印鑑登録証交付手数料であります。無料の町が4つ、200円が2町、300円が1市1町となっております。これは、カードの発行が伴うことと、発行を受けました登録証を大切に保管いただくことを含めまして、カードの原価相当部分も考慮し、本荘市・鳥海町の例によりまして300円とする内容となっております。

その下にあります印鑑登録の再発行につきましては、無料のところから1,000円のところまで大きな差異がございます。この印鑑登録証の自己管理を徹底していただくことと、安易な再発行をなくし、事件や事故等に巻き込まれることを防ぐ意味からも、本荘市・岩城町の例により1,000円とする調整内容となっております。ただし、この再発行にかかわる手数料は、印鑑及び印鑑登録証を確実に保管していただき紛失等がなければ、ほとんど発生することのないものであります。

次に、下から2番目にあります外国人登録されている方々の証明であります登録原票記載事項証明につきましては、大内町が300円ありますが、他の市町は200円あります。これは、住民票と同様の証明でありますので、大内町をのぞく一市六町の例によりまして200円とする調整内容であります。

その他の部分につきましては、各市町同一金額となっておりますので、その内容で統一するものであります。

なお、一番下には今年の8月25日から本格稼働しております住民基本台帳ネットワークサービスにかかわります住民基本台帳カードの交付手数料につきましても記載してございます。現在、各市町とも500円での交付となっていることから、調整内容も500円としている内容でございます。

先ほども申し上げましたが、全体の調整内容につきましては、13ページの別表によりまして合併時統一する調整内容となっております。

11ページにお戻り下さい。

次に、臨時運行許可業務につきましてですが、これは一般的に言われております仮ナンバーの許可業務でございます。臨時運行の許可につきましては、道路運送車両法に基づきまして、地方運輸局長・市及び特別区の長並びに政令で定める町村の長が行うことになっておりますが、現在、本荘市由利郡内では本荘市が行っている内容でございます。申請のほとんどは整備工場等から行われ、本荘市の平成14年度の実績では651件ございますが、その6割ほどは本荘市内から申請されているということもございます。これは、新市として行う業務でありますので、本荘市の例により実施する調整内容となっております。

以上でございます。

失礼しました。

先ほど説明いたしました、印鑑登録証再交付の統一金額は、本荘市・矢島町の例によりまして1,000円になる内容でございます。訂正してお詫びいたします。

○柳田会長

ただ今の説明に対して、ご意見、ご質問等ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

それでは、ないようでありますから、協議第 24 号「窓口業務の取扱いについて」は、確認をいただいたものと決定して異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

それでは、24 号については確認をいただいたものといたします。

次に、協議第 25 号の「水道事業の取扱いについて」、事務局から説明を願います。

○事務局

上水道事業の説明をいたします。14 ページをお開き下さい。

協議第 25 号「水道事業の取扱いについて」、ご説明いたします。

調整内容は、

- (1) 上水道事業については、本荘市・矢島町・由利町・西目町及び鳥海町の上水道事業を統合し、新市において新たな企業会計を設置する。
 - (2) 簡易水道事業及び小規模水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
 - (3) 水道料金、浄水器使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に統一する方向で調整する。
 - (4) 水道加入者分担金については、合併時に廃止する方向で調整する。
 - (5) 水道関係手数料については、合併時まで統一する方向で調整する。
- という内容でございます。

16 ページ以降が各市町の現況でございます。

水道施設の区分であります。上水道事業は給水人口が 5,000 人以上の施設が該当します。簡易水道事業は給水人口 5,000 人未満の施設が該当します。このほかに簡易給水施設または飲料水供給施設と言われる小規模な施設があります。この小規模水道施設は、給水人口が 100 人未満の施設が該当になっております。

それでは、16 ページ、17 ページの上水道事業であります。1市4町が該当しておりますが、由利町については現在給水人口が 5,000 人未満となっており、合併前に簡易水道事業に移行するというで現在準備しておりますが、現時点では他市町の上水道事業と同様に調整させていただいております。各市町それぞれこの記載内容により国の事業認可を受けておりますが、新市になりますと厚生労働大臣の事業の創設認可を受けなければならないことになっております。上水道は1市町村一つの認可、つまり新市においては一つの上水道となりますので、調整方針といたしましては1市4町の上水道事業を統合し、新たな公営企業を設置するという調整内容であります。

次に、18 ページ、19 ページの簡易水道事業であります。ご覧のように西目町・鳥海町を除く1市5町で簡易水道施設があります。簡易水道は、県知事の創設認可を受けなければならないことになっておりますが、上水道とは異なり、一市町村に複数の簡易水道があってもよいことから、調整方針といたしましては各市町の簡易水道事業は現行のとおり新市に引き継ぐという調整内容であります。

次に、小規模水道であります。1市3町で実施しております。これらの施設の維持管理は、受益者の管理によるものもありますが、今後も水源確保及び水道水の安定供給の観点から、調整方針といたしましては現行のとおり新市に引き継ぐという内容であります。

次に、20 ページと 21 ページの上水道料金であります。各市町とも料金の設定は1カ月が基本となっております。一般の基本料金であります。本荘市が口径ごとに設定されておりますが、矢島町・由利町・鳥海町は使用水量 10 立方メートル、西目町は5立方メートルが基本水量ということで設定されております。超過料金の設定についても各市町で違いがあり、1立方メートルの単価にも違いが見られます。

22 ページと 23 ページの簡易水道料金についても、上水道料金と同じく超過料金の設定や1立方メートルの単価に違いが見られます。

26 ページに参考として、一般家庭における1カ月当たりの料金を使用水量 20 立方メートルと仮定した場合の料金をあげております。上水道料金については上段の方であります。本荘市が 2,700 円、矢島町が 3,690 円、由利町が 3,100 円、西目町が 2,950 円、鳥海町が 3,900 円となりまして、各市町の料金に格差があります。簡易水道等については下段であります。本荘市の松ヶ崎地区が 2,300 円、深澤地区等が 2,500 円、矢島町が 3,690 円と、以降ご覧のような料金となっております。これもやはり上水道料金と同じく、各市町の料金に格差があります。これら水道料金については、負担の公平の観点から速やかに統一に向けて調整を図らなければならないと考えられますが、水道事業は企業会計として独立採算による運営が原則とされております。このため統一した料金設定とするための給水原価計算が必要となること、あわせて企業会計としての健全経営も求められることなどから、料金統一まである程度の試算期間が必要と考えられます。

以上のことから、調整方針といたしましては、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に統一する方向で調整するという内容であります。

次に、24 ページ、25 ページの量水器使用料についてであります。

記載のとおり、矢島町・岩城町・由利町・大内町・東由利町で使用料を徴収しております。大内町は一律 100 円となっております。他町は口径別に料金設定されております。量水器の使用料は、水道料金の使用料と同時に徴収しており、新市においては量水器使用料を水道料金に包含することも検討することとし、調整方針といたしましては、水道料金と同じく現行のとおり新市に引き継ぐ、合併後3年を目途に統一する方向で調整するという内容であります。

次に、水道加入者分担金であります。4町で分担金を徴収しております。一市三町では、分担金徴収がありません。加入者分担金は、水道事業の整備に必要な費用の一部を受益者負担としているわけですが、水道については現在、各市町とも整備済みであります。負担の公平という点から、調整方針といたしましては、合併時に廃止する方向で調整するという内容であります。

次に水道関係手数料についてであります。

この手数料は、住宅などの新築や改築の時に給水装置の工事を行う指定業者から納入していただく手数料であります。ご覧のように手数料の設定方法や金額に差異があります。これらの手数料の調整方針といたしましては、合併時まで統一する方向で調整するという内容であります。以上であります。

○柳田会長

ただ今の説明に対してのご意見、ご質問賜りたいと思います。どうぞ。

○小松敏博委員(大内町)

大内町の小松であります。この収納関係の手数料等については、加入金は取らないことにしていくと、ほとんど加入者が 100%近いものでありますから、そこで、合併というものについては、できるだけ負担は少なくして、サービスは上限をいきたいと、こういうのが一番最初に確認し合ったことではあります。先ほどの印鑑の再交付、登録の再交付であったように、一番高いところに金額を設定しているように、この水道についても合併と同時に調整をすると、合併まで調整するというようなことが、あるいは合併後3年を目途に調整をするというようなことが数ある訳であります。

そうした場合に、その新しい市会議員なるものがこういうところをしっかりと覚えておって調整に、合併は負担が少なくサービスは上限というような精神を守っていけるのかいけぬのか。合併と同時にやるならいいけれども、合併後3年という場合には不安でならないところがございしますが、その点は調整というか、今までの議論の中で事務局としてどのようなことがあったのか、お尋ねしたいと思います。

というのは、私どもの言うことを聞いてもらわなければ合併からはずれるというような話がありそうところも耳にしておりますので、そこら辺についてはどういうものですか。常にそういう自分の言うことが通らなければ合併からおりますよ。と言ったような話があっては困るなど考えます。

○柳田会長

ただ今、大内町の小松議員から大変貴重なご発言をいただきました。

この協議会で大いに皆さん方に議論をいただきたいというのは前から申し上げているところでございます。

そういう意味で、1市7町が互助の精神を発揮し、そして又、大いに意見を出し合っている進め方をしてもらいたいと思っております。

そういう意味で貴重なご意見でございました。

この水道料金の問題、事務局に対しての説明を求められておりますので、事務局から説明してください。

○事務局

ただ今、水道料金につきまして、3年を目途にという話で、低い方に合わせるようにというお話、その思想を持ってというお話しだと思っておりますが、負担はできるだけ低い方に合わせていきたいと考えておりますが、説明の中でも申し上げましたように、水道事業は企業会計でございまして独立採算ということが重要視されております。

企業としての健全な経営をするためには、給水原価というものを、水を送るための金額がどれぐらい要するのか、それを計算しまして、そして当然、その時点にはむだな経費をはぶいた中でスケールメリットということもありまして、大きくすることによってむだな経費も省けますが、どれぐらいの原価計算ができるのか、そして、どれぐらいの水道料金にするのかということを見極めるためには3年ほどかかるということでございます。

委員からのご指摘のように、できるだけ低い方に合わせるように、これは努力すると同時に、やはり企業としての経営を健全にするという、安くて赤字を広げるという訳にはいかないということで、健全な企業経営に努めながら経費の節減、そしてサービスの向上、負担の軽減に努力していきたいというように協議されておりますので、その旨をご報告したいと思います。以上です。

○柳田会長

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ないようでありますので、協議第25号の「水道事業の取扱いについて」は、確認をいただいたものと決定いたします。

次に、議案第26号の「下水道の取扱いについて」、事務局から説明を願います。

○事務局

下水道について、ご説明いたします。

25 ページをお開き願いたいと思います。

協議第 26 号「下水道事業の取扱いについて」、ご説明いたします。

調整内容は、

- (1) 公共下水道整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 公共下水道事業にかかる使用料及び受益負担金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成 23 年度を目途に統一するよう調整する。
- (3) 集落排水等整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 集落排水事業等にかかる使用料及び受益者分担金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成 23 年度を目途に統一するよう調整する。
- (5) 合併処理浄化槽設置事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成 23 年度を目途に統一するよう調整する。

という調整内容でございます。

29 ページ、30 ページをお開き願いたいと思います。

公共下水道整備であります。東由利町・鳥海町以外の 1 市 5 町が公共下水道整備を行っております。各市町の事業期間であります。本荘市の全体計画は平成 22 年度までであります。現在の事業の進捗状況から見ますと事業終了までにはまだ数年必要であるということになります。

由利町においては、合併前に事業終了の予定ですが、他町の事業期間は合併後 6 年から 7 年で事業が終了する計画になっております。

西目町においては、平成 27 年までの事業期間となっておりますが、供用可能な地区の整備は今年度でほぼ終了する見込みであり、今後は新設住宅の建設地や処理場の施設の一部増設などが計画されているということになります。

調整方針といたしましては、現行のとおり新市に引き継ぐという内容であります。

次に、受益者負担金であります。各市町により負担金の積算方法が異なっております。

本荘市・岩城町は、区域の面積や宅地の面積により算出されております。矢島町が公共 1 戸につき 3 万円となっており、由利町は 1 戸当たり 35 万円、大内町・西目町は 1 戸当たり 20 万円となっております。また、納付方法についても一括納付や分割納付の違いがあります。

次の使用料であります。各市町とも料金の設定は 1 カ月が基本となっております。一般の基本料金であります。西目町が 5 立方メートルまでを基本料金としておりますが、他の市町は 10 立方メートルを基本料金としております。

超過料金の設定についても各市町で違いがあり、1 立方メートルの単価にも違いがみられます。

35 ページの参考資料をご覧ください。

これも水道と同じく一般家庭における 1 カ月当たりの料金を、使用水量 20 立方メートルと仮定した場合の料金を挙げております。本荘市が 2,500 円、矢島町が 3,500 円、岩城町が 2,680 円、由利町と大内町が 2,900 円、西目町が 2,950 円となります。このように受益者負担金及び使用料については各市町により大きな格差があります。

下水道は、生活環境整備の中でも基幹的施設ですが、各市町とも現在継続中の事業であり、冒頭でも述べましたように大方の完成までには合併後 6 年から 7 年の期間が必要となっており、平成 23 年度には各市町ほぼ事業が終了する見込みであります。

また、下水道事業についても、公営企業的な経営が必要であり、整備計画中の料金統一はその後の経営に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

このようなことから、調整方針といたしましては、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成 23 年度を目途に統一するよう調整するという内容であります。

31 ページ、32 ページの集落排水等整備であります。農業集落排水事業は全市町で実施しております。漁業集落排水事業は本荘市と西目町で実施しております。岩城町・由利町で簡易排水

及び小規模排水処理事業を実施しております。これら集落排水等の名称の違いは、事業の目的や計画処理人口の大小によるものであり、法令的には下水道の類似施設に区分されております。

調整方針は、現行のとおり新市に引き継ぐという内容であります。

次に、受益者分担金であります。本荘市が20万円を上限に事業費の10分の3としており、岩城町は公共下水道と同じく宅地面積により徴収しております。由利町は1戸当たり35万円、大内町・西目町は1戸当たり20万円と、これも公共下水道と同じ単価で徴収しております。

矢島町では、公共下水道では公共外1戸につき3万円を徴収しておりますが、農業集落排水の分担金はなしということになっております。東由利町も分担金はありません。鳥海町は1戸当たり3万1,500円となっております。

次に、33ページ、34ページの集落排水等の使用料であります。矢島町・由利町・大内町・西目町は公共下水道と同内容の料金設定をしておりますが、本荘市については基本料金に家族などの人員割をプラスして算定されるようになっております。

東由利町と鳥海町は、基本料金、超過料金の単価は違いますが、他の町と同じ料金設定となっております。この集落排水等についても、35ページに参考として一般家庭における料金を載せております。

本荘市の場合、5人家族として3,430円、矢島町が3,500円、岩城町が2,680円、由利町と大内町と鳥海町が2,900円、東由利町が3,600円、西目町が2,950円となります。

集落排水等の受益者負担金及び使用料についても、やはり公共下水道と同じく各市町によりそれぞれ格差があります。

公共下水道、集落排水等ともに基本的には同じ下水道施設として住民の生活環境に欠かせない必要不可欠な施設であり、調整方針としては、公共下水道と同じく現行のとおり新市に引き継ぎ、平成23年度を目途に統一するよう調整するという調整内容であります。

次に、合併処理浄化槽整備事業であります。この事業は公共下水道及び集落排水等事業の整備区域に入っていない区域の生活排水などの水質汚濁を防止するため実施している事業であります。本荘市・矢島町・岩城町・東由利町・鳥海町は、国・県の補助事業を活用して実施しており、かさ上げ補助を行っている町もあります。大内町と西目町は、町が事業主体となって事業実施し、受益者より分担金及び使用料を徴収しております。由利町については全域が整備計画区域であるということで、本事業は実施されておられません。各市町、地域の実情により事業の実施方法が異なっており、受益者の負担金や使用料にも関連がありますので、調整方針といたしましては、公共下水道事業及び集落排水等事業の使用料及び受益者負担金と同様に現行のとおり新市に引き継ぎ、平成23年度を目途に統一するよう調整するという内容になっております。

以上でございます。

○柳田会長

ご質問、ご意見ございませんか。

はい、どうぞ。

○村上 亨委員(由利町)

由利町の村上でございます。

分担金をみていただければわかりますとおり、由利町はおかげさまで集落排水事業が早く入りまして、維持管理組合という組織のもとに広まってきたということで、当初はもっと分担金が多くなる予定でしたけれども、町と議会の特別委員会の中で35万円という設定がなされた訳でございました。ですけれども、ほかの町と比較しますと、料金との差もありましょうけれども、本荘市さんは20万円、それから大内さんと西目町さんも20万円ということでございます。それが23年度まで継続されるということのようでございますが、同じ市の中で35万円、料金も比較しなければ、明

確なところは出ないかもしれませんが、その辺のあまりにも金額が、分担金大きいということで、同じ市でありながらその格差、どのように埋めていくかと、またはどういう方法でもっていくかというのは非常に各市町の関心のあるところだと思いますので、ひとつ目途というか、23年度ということになっておりますが、現段階での方針がもしありましたら、お聞きお伺いしたいということ。

それから、消費税が内税と外税あります。この点に関しましてもお伺いしたいと思います。

それから、先ほどから目途と書いてありますけれども、この道の場合は「もくと」と読んだ方が正しいのではないかと思います。

2点、3点ほど伺いたいと思います。

○柳田会長

事務局の方からお答えします。

○事務局

それでは、受益者の負担金の関係ですけれども、下水道事業における受益者負担金の考え方がありますが、下水道が整備されると、その整備された特定の地域のみ環境が改善され、未整備地区に比べて利便性、快適性が著しく向上します。また整備された結果として、その地域の資産価値を増加させることにもなります。このようなことから、各市町で受益者負担金制度を設けているものと思われれます。

この負担金の額の算定については、各市町の地形や整備地域の面積及び住宅の密集度合などにより違ってくるものと思われれます。また、負担金を低くして加入率の向上を図ったり、使用料を高いところに設定して下水道事業全体の運営の均衡を図るなどさまざまな手法で、健全経営に向けて努力されているものと考えられます。

現在の受益者負担金は各市町でかなりの格差がありますが、これは今述べましたように地域の実情によるものと思われれます。受益者負担金は独立採算性を原則として、下水道事業全体の健全経営の観点から使用料とも密接な関連があるということで、大方の事業の終了する23年度まで統一したいという内容でありますので、その辺ご確認いただきたいと思います。

○柳田会長

それから、消費税の内税、外税についても説明してください。

○事務局

すみませんでした。

消費税の内税、外税は、その町によっていろいろあるようで、ここの29、30ページのところに、下の方に小さく米印で消費税は内税、または消費税は外税ということで記載されております。

○柳田会長

村上さん、いかがですか。

○村上 亨委員(由利町)

確かに答弁承りましたけれども、最初の調整内容のとおりのお話で、別に特段そのままというような話でしたが、実際、これだけ違っているということを合併になった場合に市民の皆さんにわかっていると、不公平性が、財産になるといえば財産になる訳ですが、不公平性というのがあるかと思しますので、方針というのをもっていてもいいのではないかと思います。

それから、参考事例として公共下水道使用料と集落排水等の使用料が、ほかの町はすべて同じですが、本荘さんだけ違っております。公共下水道の場合は、今の国土交通省の関係ですから

おそらく密集地帯で経費がかからないということの関係の計算の料金だと思いますが、やはりこれも統一した方がいいのではないかなと感じられるところですが、その点お伺いします。

○柳田会長
事務局から。

○事務局

公共下水及び集落排水等、農業集落排水等の関係につきましては、確かに平成 23 年度を目途にということで行っております。

これにつきましては、先ほどの説明にもありましたように整備計画中の変更というものは借入金の増加につながると、負担の高い方に合わせるとそれはいい訳ですが、そうはいきません。そうしますと、どうしても借入金の増加と一般会計の圧迫につながってまいります。

そういうことで、負担金を高くすることによって使用料を下げたり、いろいろ出てまいりますので、当然 23 年度には大体の事業が完了します。完了した時点で、本格的に運営するランニングコストがどれぐらいかかるのかということを見まして、これは当然統一の方向に向けていきたいと思えます。

ただ、先ほども言いましたように整備計画中、整備中の事業ということでございますので、今は整備後ランニングコストが決まってから統一の方向に向けたいということで調整をしておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○柳田会長
いかがですか。他にどなたかありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

それでは、ないようでございますので、協議第 26 号の「下水道事業の取扱いについて」は、確認をいただいたものといたします。

それでは、暫時休憩します。

約 10 分間休憩とりたいと思えますので、ご協力いただきます。

午後 2時40分 休 憩

.....
午後 2時50分 再 開

○柳田会長

それでは、全員お揃いのようなので、休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

協議第 27 号の「文化振興事業の取扱いについて」、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、本日の資料の 36 ページをご覧ください。

協議第 27 号「文化振興事業の取扱いについて」、説明いたします。

これは、社会教育部門の中から文化振興にかかわる部門についてご確認をいただくものでございます。

調整内容といたしましては、

(1) 芸術文化関係団体については、それぞれの事情を尊重しながら統合できるよう調整に努める。

(2) 文化財保護審議会は、新市において設置する。

(3) 指定文化財については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(4) 歴史民俗資料館については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において管理運営の調整を図る。

(5) 美術館については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

という内容になっております。

なお、資料につきましては、38 ページから 41 ページまで1市7町の現況を掲載しております。

38 ページ、39 ページをご覧ください。

このページには、芸術文化協会、文化財保護審議会、指定文化財の現況を掲載してごさいます。芸術文化協会等芸術文化関係団体につきましては、任意の団体であることから、それぞれの事情を尊重しながら統合できるように調整に努めるものであります。

次に、文化財保護審議会については、文化財保護法 105 条に基づき、各市町ごとに設置されておりますが、新市においては新たに1つの審議会を設置する調整内容となっております。この審議会では、都道府県または新市の教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して都道府県または新市の教育委員会に建議することとなります。

その下に現在の各市町における国・県指定の文化財を掲載しております。市町指定の文化財については、件数を挙げております。指定文化財につきましては、すべて現行のとおり新市に引き継ぐ内容となっております。

次に、40 ページ、41 ページをご覧ください。

各市町の歴史民俗資料館と美術館の現況を記載してごさいます。歴史民俗資料館につきましては、それぞれ休館日等について差異がごさいますが、地域に根ざしながら運営されてきた経緯を踏まえ、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、資料館相互の調整や管理運営については新市において調整を図る内容としております。

また、美術館につきましては、岩城町に亀田城佐藤八十八美術館がごさいます。これは、現行のとおり新市に引き継ぐ内容となっております。

以上でごさいます。

○柳田会長

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○松田 訓委員(鳥海町)

鳥海町の松田でごさいます。

先般お願いしました協議の時間を2時間から3時間ぐらいにお願いしましたところ、早速配慮していただきまして、ありがとうございました。

さて、ただ今の芸術文化の関係でご質問というよりも疑問点もごさいますので申し上げたいと思います。

いわゆる(1)から(5)までありますけれども、(2)(3)(4)(5)につきましては法との関連もあります。これは特に(2)(3)についてはそういう関係がごさいますので、これはこれでいいんじゃないかなと思います。

ただ、(1)についてでごさいますが、いわゆる任意の団体の芸術文化団体をいずれ統合するような方向に導く、あるいは画一化するような誤解を受けるようなことは、これはちょっと問題があるのではないかなと。芸術文化協会そのものは、それぞれの市町にありますし、また本荘市に1つの組織としてもなっていますから、あるいはこのあとの振興策としていろんな補助金、助成金の受

け皿として必要でございますが、その芸術文化協会の傘下にありますいろんな団体、222 団体ありまして、会員が 4,775 人おることになっております。私は、このことにつきましては、いわゆるそれぞれの伝統芸能、あるいは祭というものは、その地域地域に根ざして何百年という歴史を持ちながら、あるいはまた振興の庭で育てられた貴重な文化遺産であります。ということは、ある意味でその地域の特徴的なものでもあるわけでございますので、私はここをあえて統合すると、いろんな団体を統合するという方向は非常に危険じゃないかなと、あるいはいかがなものかなと思う訳でございますので、この点を1つなぜ統合ということに至らなければならないのかということをお尋ねしたいと思っております。

○柳田会長

事務局、お願いします。

○事務局

それでは、お答えいたします。

調整内容の芸術文化関係団体につきましてははということを出してございますが、基本的には芸術文化協会の統合を目指してございます。

この芸術文化協会は現在、本荘市由利郡の組織であります本荘由利芸術文化協会連絡協議会がございまして、こちらの方を母体にしながら組織の統合を働きかけていきたいというふうに考えておまして、その傘下にあります一つ一つの団体につきましてはの統合というところまでは話はいいございません。

各町に根ざした団体等がございまして、下部組織にあります単位団体につきましては、統合ということはこちらの方ではうたっている内容ではございません。芸術文化協会の統合についてここに記載してございまして、その各市町にあります単位の会につきましてはの統合については、分科会等でも現行のまま新市に引き継ぐというような形で現在はすり合わせをしております。以上でございます。

○柳田会長

松田委員、いかがですか。

どうぞ。

○松田 訓委員(鳥海町)

この(1)のこの件につきましては、いわゆる芸術文化関係団体でなくして、このことは芸術文化協会ということ特定するものかどうかということでしょうか。それとも、そのほかに何か真意があるのでしょうか。

○柳田会長

はい、事務局。

○事務局

こちらの方で一番最初に(1)に挙げました内容につきましては、事務局としましての提案としましては芸術文化協会を指しているものと考えていただければよろしいかと思います。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○松田 訓委員(鳥海町)

そうだとすれば、この文言は訂正すべきじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

○柳田会長
はい、事務局。

○事務局
失礼しました。
そうしますと、(1)のところで芸術文化関係団体ということで、主には芸術文化協会を考えまして、このような文言にさせていただきましたが、(1)を訂正させていただきました、「芸術文化協会についてはそれぞれの事情を尊重しながら統合できるように調整に努める」という内容に変更したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

○柳田会長
いかがですか。

○松田 訓委員(鳥海町)
了解しました。

○柳田会長
それでは、そのように事務局で整理をして下さい。
そのほかございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長
なければ、協議第 27 号「文化振興事業の取扱いについて」は、確認をいただいたものと決定いたします。

次に、継続となっております協議第7号の「新市まちづくり計画素案について」、各委員の皆さん方から多数のご意見を頂戴いたしまして、事務局で修正を加えておりますので、事務局から説明してください。

○事務局
協議第7号継続協議となっております「新市まちづくり計画素案について」、ご説明を申し上げます。

新市まちづくり計画素案と修正表をご覧いただきたいと思います。

8月の合併協議会で新市まちづくり計画の素案についてご説明申し上げましたが、時間の関係上、委員の皆さんからのご意見やご指摘、ご要望についてお聞きすることができませんでした。これらご意見などについて、8月中に各市町を経由して事務局に提出していただくことになっておりましたが、各市町から大変多くのご意見などが寄せられました。事務局では、それらをもとにして検討いたしまして、修正できるものについては修正を加え、今回改めて提出させていただいたものであります。

委員の皆様には修正箇所を網掛けをした新市まちづくり計画の素案と、修正表を前もって配布しておりましたので、修正内容についてはご覧いただいたものと思いますので、要点だけの説明とさせていただきます、文言の訂正など軽易なものについては省略させていただきます。

まず最初に、表紙にあります新市の将来像を変更しております。

これについては、「豊かな自然にいだかれ、協働の精神に支えられた躍動と創造の都市」としておりましたが、あまり長過ぎて判りづらい、堅すぎる等のご意見が多く寄せられましたので、幹事会などで検討していただき、新市まちづくりの基本理念と齟齬をきたさない将来像として、「人と自然が共生する躍動と創造の都市」に変更しております。

また、新市の位置の表現についてであります。県沿岸南部という表現をしておりましたが、これについてもいろいろご意見がありまして、県南西部に変更しております。

次に、新市まちづくりの基本方針であります。25 ページをお開きいただきたいと思っております。

(1)「地域に開かれた住民自治のまち」の文章中、阪神淡路大震災を例にした記述をしておりましたが、計画にはこのような例を記述する必要はないというようなご意見がありまして、これを削除いたしております。

次に、27、28 ページをお開き下さい。

(4)の箱の中の4行目、「消防・防災・防犯・交通安全施策の推進」であります。犯罪が多発している現状から、安全安心のまちづくりについて記載がなかったため、「防犯」を追加しております。次に、

(5)の教育、文化、スポーツ等の関係ですが、特に学校教育の中に子供たちの学力向上についての記載がなかったため、基礎学力の向上等を追加いたしております。

また、歴史、文化については、保存継承だけでなく、これを活用するという文言を追加し、スポーツの振興では国体関係の記述の前に、「多様化するスポーツ種目に対応するため、指導者の確保や養成、あるいは市民の生涯スポーツの推進」などを追加いたしております。次に、

(6)の公共交通の整備についての記述であります。地域住民の足として親しまれている「由利高原鉄道の運営強化」について追加をいたしております。

次に、29、30 ページをお開き下さい。

3の「新市まちづくり計画の体系図」ですが、ここでは、基本理念と将来像の並びを逆にいたしております。また、タイトルの変更等については、これまで説明してきたとおりであります。

4の「地域別整備方針」ですが、前段の文章を全部変更しております。広域交流エリア核としての優位性を発揮するために、地域拠点を結ぶ地域連携軸を形成しながら、中核都市の形成を進めるという内容については変わりありません。そして、中段の「拠点整備方針」を「地域拠点整備方針」にし、本荘地域と矢島地域の内容を変更いたしております。

次に、34 ページをお開き下さい。

「地域連携軸の形成」の図であります。山形県との県境を追加し、山形県庄内地方と最上地方を追加いたしております。

なお、にかほ市については、現段階での書き込みということをご理解をいただきたいと思っております。

次に、35、36 ページをお開き下さい。

(3)「交流ゾーンの形成」であります。前段の文章をほとんど変更しております。内容についてはほぼ同じ内容であります。新市の特色をより具体的な表現にしております。交流ゾーンの形成の図では、岩城町の「島式漁港公園」を追加いたしております。

次に、第5章「新市まちづくりの基本施策」であります。これまで説明しました変更や追加に係る修正については、説明を省略させていただきます。

45 ページをお開き下さい。

「活力と賑わいのあるまちづくり」の(1)「農林水産業の振興」についてであります。特に、基幹産業である農業について、活力が出るような具体的な記載が少ないといったご指摘が多くありましたので、網掛けされている部分を追加しました。

「農業・畜産等の基金の活用と人材の育成」、あるいは「広大な農地の有効利用を図るため、県立大学など試験研究機関や技術指導機関と連携しながら、地域特産作物の生産の推進」、あるいは「畜産振興においては繁殖農家と肥育農家の連携により、由利牛の名柄を確立するため、一大産地化の形成を目指す」などについて追加をしております。

林業についても「シイタケやシメジ等をはじめとした特用林産物の生産拠点の整備」等について追加をしております。

また、主要事業についても同様の内容について、それぞれ記載しておりますので、あとでご覧をいただきたいと思います。

次に、51 ページをお開き下さい。

「健康福祉のまちづくり」の(4)「高齢者福祉の充実と介護保険の適正運用について」であります。在宅福祉についての記載がないというご指摘がありましたので、これについての記載を追加し、あわせて元気な高齢者の方々が在宅福祉をはじめ各種社会活動に積極的に参加できる体制の促進などについて記載をしております。

その他、まだ修正している箇所もありますが、これまで説明しました部分に関係する修正でありますので、省略させていただきたいと思います。

以上、簡単ですけれども説明を終わります。

○柳田会長

この前の新市まちづくり計画素案に対しまして、皆様方からご意見を寄せていただいて、それを事務局、あるいは幹事会等で調整をしたものでございますが、これにつきまして何かご意見等ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○三浦副会長(西目町)

西目町の三浦でございますが、前の協議会の際に、特に基幹産業について若干申し上げたことがありましたが、よくこういうように修正したなこう思って、先ほどから見ておりました。これが修正されることによって、おそらく各町の地域別の問題なり、そういうものもみな包含されておりますから、私はこれに対して本当に敬意を表したいというように思っております。

どうか1つこれ、一番大事ないわゆる新市のまちづくり計画ですから、それぞれまだ委員の皆さんにもたくさんあると思いますが、私は大変良くできたと思っております。

各町の部分も全部見てみましたが、よくこういうように修正されたと思っておりますから、今まで頑張ったことに対して敬意を表したいと思っております。以上です。

○柳田会長

どうもありがとうございます。

はい、どうぞ。矢島町の茂木さん。

○茂木好文委員(矢島町)

矢島町の茂木でございます。

43 ページ、44 ページの住民自治のまちづくりというのが載っておりますけれども、前回と同じだわけですけれども、前から私だけじゃなくて数人の委員から、地域自治組織というものを合併後

においては立ち上げていただきたいものだなというような意見が出ておりますけれども、事務局でいろいろとお話し合いはあったと思いますけれども、その経過についてお知らせをいただきたいと思います。

○柳田会長

はい、事務局。

○事務局

お答えをいたしたいと思います。

まず最初に皆さんご存じだと思いますけれども、地域自治組織と本計画で捉えております住民自治の関係について、ご説明を申し上げたいと思います。

両者の考え方は異なっております。地方制度調査会の中間報告では、地域自治組織として2つのタイプを提示しているということをご承知のことと思います。一つは、特別地方公共団体のタイプ、もう一つは行政区的なタイプであります。いずれのタイプの場合も、法令の何らかの改正を伴うものというふうに思われます。

まず特別地方公共団体のタイプであります。東京都の特別区のような法人格を有するタイプであります。新市としての首長と議会のほかに、各地域ごとに執行機関、これは長であります。と議決機関、議会を置き、新市からの移転財源によって地域共同的な事務の処理を行います。ただし、課税権や地方債の発行権はないというのが一つのタイプであります。

次に、行政区的なタイプであります。これには法人格はありません。首長の組織の一部として事務を分掌することになります。新市の首長が選任する行政区の長、この場合は地域自治組織の長と首長の附属機関である地域審議会で構成されます。財源は新市の会計から直接交付される、というような2つのタイプになっております。

これに対しまして、本計画で言うところの住民自治組織は、44ページの図にあるように新市における町内会や自治会などの地縁の組織であります。したがって、あくまでも現行法令内で可能な施策であります。新市の組織としては、新市の職員である総合支所の長からなることとなります。地方制度調査会で言うところの行政区的なタイプとの違いは、新市の首長が選任する行政区の長、この場合は議会の同意を求めたりする特別職的な人であることに対しまして、本計画では行政区の長はおのずから総合支所という新市の組織の長、市の職員を置くという点であります。また、新市の首長の附属機関として地域審議会を置いた場合ですが、この場合の住民自治は総合支所に新市からある程度権限を委譲し、組織内分権を図ろうとするものであります。また、町内会等の住民自治組織を強化し、その意見をすい上げるような形で地域審議会が新市及び総合支所に意見具申するような形態を考えているものであります。

次に、地域自治組織を本計画には全然触れていないわけでありまして、その理由についてであります。現在は中間報告の段階であります。今年の11月頃にまとまる最終答申を踏まえ、平成16年度の通常国会に関連法案が提出される見込みでありまして、中間報告についてもさまざまな議論がなされている現段階では、最終的にどのような内容になるか明確になっていないので、現時点で本計画に盛り込むことは困難であるというふうに考えております。実際は、来年度、法案の成立が確実となった時点で対応を協議することになると思いますが、当面は一般的制度としてではなく、合併市町村に限られる施行も平成17年4月1日以降になる可能性があるため、現状を見守っていくしかないというふうに考えております。

なお、地域内分権という点については、本計画で示されているように、地域審議会と権限委譲などによる総合支所機能の充実等を組み合わせることで、かなりの程度の実現が可能であるというふうに考えております。以上です。

○茂木好文委員(矢島町)

ご丁寧にありがとうございました。

事務局側の捉え方は、十分理解できました。委員の皆さんの中で、地域自治組織というふうなことで一気に本荘市を周辺とする一つの一市七町になったあとのことを考えますと、やはり当分の間はそこそこの決定権のある人が地域にいてほしいという地域住民の思いで、中間答申しか出てなくて結果はまだ、結論は出てないので、その前から事務局段階では当然こういうふうにしますという方向は出せないと思いますけれども、この法定協議会の委員会の中での協議というものは積んでおいても私はよいのではないかなというふうに思っていて、私はできれば地域自治組織というものを、ある程度の権限のある組織を当分の間置けるようになったら置いた方が地域住民のためには、行政とのパイプ役の中でよいのではないかなというふうなことで意見を申し上げたのであります。事務局からのお答えは結構でございますので、委員の皆さんの中で地域自治というふうなものについての議論をしていただければありがたいと思いますので、会長さん、よろしくお願いをしたいと思います。以上です。

○柳田会長

せっかく茂木さんからの提案であります。

委員の皆さん方からご意見など賜りたいと思います。

はい、どうぞ。

○松田 訓委員(鳥海町)

鳥海町の松田でございますが、このことについては先の協議会にも申し上げましたが、いずれにしても、その時は会長さんはまだ法ができてないということで、できたらその時点で考えましよう、というのでございました。

ただ今茂木さんからもそのことが出まして、私もいろいろと方々の資料を見ますと、もう既に先取りしてやっているところもあるわけでございます。

例えば、岩手県の滝沢村、さらにはまた宮崎県の方にもあるようでございます。

そういうことでもやっておる訳でございますから、まだ法が、あるいは中間答申だからだめだということじゃなくして、やはり私は当分の間、長くても10年だと思います。短かければ短いほど、またそれも一つの皆さんの相談の結果になると思いますけれども、このことを計画に盛りなくても、この会の申し合わせ事項として何らかの形で将来検討するんだということをぜひそのような方向で進めていただきたいものだとこのように思います。

よろしくお願いたします。

○柳田会長

そのほかございませんか。

今、矢島町の茂木委員さん、それから鳥海町の松田委員さんからの意見がありましたが、事務局の説明は、今総務省としても各方面の、例えば町村長会だとか、そうした方々からの意見も聞いているようです。

その法案については、いづれ先ほどの話のように11月中にまとめて、12月か1月になるのか、まだ定かではありません。

そこで、松田委員のご意見は、もう既にやっているところがあるから、この地域だけでもその法案出る出ないにしても詰めたかどうかということのようです。

この問題については、今国の方で真剣に考えているのは、さっきも申し上げように法的にも、あまりしぼり過ぎたら市町村合併の意味がなさなくなるのではないだろうかとの話もあります。

市町村合併とは、正に激変だと思います。

激変を是正するため、激変緩和をするためにも、地域自治組織というのが必要だという考え方もあるだろう。

そこで今、事務局では、国の動向を見極めているところであります。

一方においては、どうしたら、よりスムーズに本来の意図とする、まちづくりができるのかという、両面で考えていく必要があると思います。

今日は、そのような理解のもとで、事務局をはじめ、また皆さん方の意見なども踏まえながら、これからも検討を図りたいと思います。

はい、どうぞ。

○阿部一雄委員(岩城町)

新市まちづくり計画素案の中のまちづくり計画の体系図というのがございます。その中に人と自然が共生する躍動と創造の都市、まち、主要な課題、コミュニティ対策、住民が参加できるまちづくりシステムの整備と住民自治組織の強化、こういうのが出てくるわけでありまして。

また反対側には、基本施策といたしまして、地域住民自治組織、コミュニティの強化、開かれた行政の推進、住民と行政の協同によるまちづくりの推進と、こういうような大きな課題が載っている訳でありますけれども、ただ今茂木委員からお話しございましたように、まちづくり計画の中に基本といたしまして据えられましたものが、中間答申の段階だから様子を見ないといけないとか、最終答申が出たあと、また法律の制度がなされたあとでないとできないとかという問題でなくて、もう計画体系図そのものに地域自治というものの本市の将来構想というのはいま載っているのではないかと私は考える一人なんです。事務局からの答弁でなくて、こういうものがすり合わせられた、こういうものが原案が作成された、そういう幹事会の方からこれは何なのであるかということをご説明していただきたいと思います。

○柳田会長

それでは、幹事会のほうから答弁してもらいましょうか。

○鷹照幹事長

幹事会の幹事長を務めております本荘市の鷹照でございます。

この件に関しましては、素案を提出する段階でも一番最初に申し上げましたけれども、内容がはっきりしないので、まだこれから検討する課題もあるということをお話し申し上げまして、皆様にお話しをした訳でございます。

幹事会といたしましては、この件に関して間もなく協議に入る予定でございます。

委員の皆さんが、内容を早く確認したいという気持ちを私たちはとらえまして、早くいろんな角度からどういう形のものか1市7町に必要であるかということをお話しして早々に研究してまいりたいと思っておりますので、しかるべき時期がくればいろんな形で提案してまいりたいと考えております。

○柳田会長

岩城町の阿部委員、いかがですか。

○阿部一雄委員(岩城町)

ご指名でございますから、せっかくでございますから。

どうも協議会の会長はじめ内容の説明に立った皆さんは、非常に前向きでない、この問題について前向きでない説明をなされておる。1市7町、昭和の合併の反省点に立って、中心ばかり良くなってほかのところは良くなならない、格差が広がる、そういうのは問題だというのは協議会発足以来の最重要課題、指摘事項だったはずなんです。そうでしょう。そういう中で、1市7町それぞれ

の歴史と文化をさらに発展をさせる、充実をさせる、合併して良かったというそれぞれの地域社会をつくるために、そういう自治組織が必要だ、ぜひ設けていただきたいというのは皆さんの協議会の委員の声であったはずなんです。もっと前向きに答えられるように私は取り組んでいただきたい。お願いですよ。これは七町の皆さん、私と考えは変わらないと思うんですよ。昭和の合併の反省点に立って、中心だけ良くなったんではこの合併が必ずしも成功したとは言えない。もっと全体を考えながら、そういうことをやるためにこういう地域自治という組織、必要だ、私たちはそういう考えに立ってお願いを申し上げておるんでありますから、この次の会ではもっと前向きな答弁をお願いしたい。お願いします。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○齊藤栄一委員(西目町)

これまで発言されている方々にとって私は少数意見になるかもしれませんが、趣旨は全く同感でありまして、いわゆる地域自治組織ということに関しては首をかしげる一人であります。と言いますのは、この地域自治組織というのは、例えば東京都、それから各区、そうなりますと区長、あるいは区議会議員、こういったものがそのままここに地域自治組織としてつくるならば、これは合併した意味が何にもないだろうと、私はそう思っております。それよりも、今岩城の阿部さんみたいに、そういった考えだったらもっと地域審議会というものをつくって、そうしてその地域の意見をくみ上げる、これが新市の形態で一番いい方法でないかなというふうに考えます。

ただ、ややもするとこの地域審議会も圧力団体になる可能性はあります。

しかし、それぞれの町の言ったことをすべてそれを介してやるということはちょっとできないと思いますので、こういった場合はやはり全体、1市7町の全体を見渡した中で発展計画を立て、そして実施計画を立ててやっていくというのが、私は今の段階ではベターではないかなというふうに考えます。以上です。

○柳田会長

そのほかありませんか。

阿部委員さんのことに少しお答えしたいんですが、何か中心だけ、即ち本荘市だけがということのようですが、7町のみなさんがそう思っているとのことですが、本荘市としては、少しもそのように思っていないのです。

私は、7町だとか1市だとかと言わないで、これは8市町のみなが力を合わせ、同じ意思を持って合併に進んでいるということを再認識していただきたいと思います。

本荘市の委員は、私のほか4人おりますので、どなたか本荘市の心中を表していただければ有難いと思います。

いかがですか。(なし)

○阿部一雄委員(岩城町)

昭和の合併の反省点に立ってと私が申し上げたのは、本荘市とその他各村が合併してそういうことになったということを申し上げているではありません。全国的に昭和の合併がなされた、その集約されたものの反省点を私たちは平成の今回の合併の中で繰り返さないように、1市8町がやはり良かったと言えるようにやるためにということをお願いしているので、本荘市の昭和の合併がだめだったということを私は申し上げた試しは一遍もないです。そのことを誤解なさないでいただきたいと思います。

○柳田会長

私の聞き取り方がまづいとすれば申し訳ないんですが、私たちは昭和の合併などに学びながら、今度の市町村合併は、是非ともその反省点にたつて、良い合併をしようということでありまして。その意味においては、阿部さんの今の発言、とても良かったと思います。

○阿部一雄委員(岩城町)

別に私は角を立てて、どこがどうだとかこうだとか言うつもりは全くないんです。

先ほど斉藤議長さんから地域審議会、それでもいいというようなお話しがございました。地域審議会というのは、合併特例法の中にある審議会で、27年の3月になるとなくなるんでしょう。これは、改めて条例化をする、新市においてそういうものも設けるといふようなことにならないと、継続していかないんでありませんか。私は、地域自治というものを新しい市の中で恒常的にできればやっていただきたい、旧各町のやはりすみずみからも意見が通るように、そういうものを継続してやっていただきたいということで矢島の茂木さんと同じような趣旨のご意見を述べてお願いをしているんです。大きな気持ちで1つくんでやって下さい。お願いします。

○柳田会長

どうもありがとうございます。

○村上 亨委員(由利町)

由利町の村上です。

住民自治組織と地域審議会の話出ておりましたけれども、地域審議会、確か協議会で設定すると決めれば、各町で設定できるはずなんです。そのあと新しい市になった場合は条例を含めて地域審議会をつくるということになると思います。そういうふうにもまず地域審議会の認識はいたしたいと思いますが、今、中間答申確かに出ております。4月30日付けで地方制度調査会の諸井会長から出たものがここにございますが、やはりこれは11月の、先ほど事務局で説明したように、その時の段階に内容がどう変わるかわかりませんが、一応答申としてはそういう方向性、どのような方向性、法律化になるかわかりませんが、一応答申が出るわけですので、それまではまず一つその結果をやはり見るべきではなからうかと私は思います。いずれもその地域のことに関して今から話し合いたいとすれば、地域審議会なりでも十分に話し合える、協議会で決めればそれはできることですから、それなりに十分に対応できる、現段階ではできるものでないかなと思います。

○柳田会長

どうもありがとうございました。

岩城町の阿部議長さんのおっしゃるのもよくわかります。

ただ事務局としては、できるだけ法がまもなくできるんだから、そういうものもじっくり見ながら、よりいいものを作りたいという気持ちがある訳です。

それは、阿部委員さんも重々承知の上でのご意見だと思いますし、今、村上委員さんの意見もそうしたことを踏まえてのご意見だと思います。

私たちは今、先に進んでいる市のそうしたもの、今度出てくるものなどをよく見ながら、せっかく私たちの造る市でありますので、そういう意味で十分な検討を踏まえて作ってまいりたいと思います。

ですから、阿部委員さんのご発言、先ほどから伺っておりますが、そうした気持ちを十分に踏まえながら、これから事務局、幹事会、そしてまた委員の皆さんとご相談をしながらよりよいものを作りたいと思いますので、1つご理解とご協力を願います。

はい、どうぞ。

○茂木好文委員(矢島町)

今、市長さんの話の中で、そういうものをつくって、そういうものということは、地域自治組織の方に向けてそういうものなのか、審議会の方がそういうものなのかということです。第1点です。

それから、幹事会で、幹事会でと言うんだけど、私はこの委員会で地域審議会、私とか岩城の阿部さんみたいな形で地域審議会を置こうという委員の方がたくさんおれば、そちらの方向で幹事会の方で進めていくべきものだというように理解しています。

例えば、西目さんのように地域の審議会の自治組織の方でいいんだよと、それが大多数であれば、そっちの方向を選ぶというふうな方向もあると思いますけれども、ですので、私とか阿部さんは、たまたま地域自治組織は決定権もあるというか、ある程度その中で動ける旧村単位というようなことを当分の間置いてほしいものだなということで意見を言っているの、何とかもうちょっと委員の中でのどっちの方がいいのかというあたりを、今日結論出さなくても結構ですので、意見を聞いていただきたいと思います。できれば、副会長さん方の今の気持ちなども伺えればとてもありがたいですけれども。

○柳田会長

副会長さんから、あとでじっくり伺いますが、

やはり、どういう方法がいいのかを考えて、議論はたくさん、しましようということであります。

また副会長さんには、それぞれの町の立場というものもある訳ですから、これから更に研究したいと思います。

次回に出せるかわかりませんが、できるだけ早めに方向性を見出したいものと思います。

東海林さん、はい、どうぞ。

○東海林京子委員(本荘市)

本荘市の東海林です。

「協働」というものが削除されましたけれども、これからも脈々とこれは生きていくものと思ひまして、いずれ自治組織なんていうのも出てくるのでないかなと思ひまして期待しておりました。

それで、そのことと関係あるかないかちょっとあれですけども、最近、この素案を見て気がついたことですけども、ちょっと気になることが1つあるんです。というのは、最近、青少年の犯罪とか、それから乱れた性行動、こういうものが新聞やニュースで報道されております。それで、私たち秋田県なんかはそういうのとは遠い、縁遠いものかなと思っておるんですけども、何か最近、それがそうじゃないと、秋田県も全国平均を上回り、しかもトップクラスになっているよという事実を知りました。

そこで、これから新市をとということで今お話し作り上げていくんですけども、その中でまちづくりの中に新市でも人づくりというのをメインにしております。

それで、例えば何と言うかな、この柱の中に人づくりというのがありますけれども、ずっと見てみますと青少年という言葉が、それから成人という言葉がないんです。

例えば豊かな人間性を持ちながら社会参加や社会に貢献できるような青少年の健全育成とか、青少年の自主的な活動を積極的に支援するとか、あるいは有害図書規制など青少年を取り巻く環境の浄化を図るなんていうようなこと、家庭や学校・地域の連携を図る中でいろんな普及活動、非行防止をやっていくような、そういうような項目があってもいいのではないかなと。それで、その本荘市をこれから何と言うか、担う青少年についての項目、例えば支援体制とか育成、環境の整備なんかについてあってもいいのではないかなと思ひまして提案したいんですけども、ご意見お願いしたいと思います。

○柳田会長

ただ今の件、いかがでしょうか。

ということは、今の提案の中に最近の非行少年のお話が含まれておりました。

それで、東海林委員さんの話は、何か全県の会議に行って、由利本荘の実態というものを聞いて、もう少しこの地域の青少年犯罪が少なくするような、そうしたことをやっていかなければならないという意味での発言のようです。

今、大変青少年の犯罪や非行が多いようですが、私たちは新市の未来を良くし、この地域を担う青少年たちに対して温かい指導教育が必要だとのことのご発言のご意見と思えます。

これについて、何か皆さん方からご意見がありませんか。

この中にそうしたことを盛り込めないかとの東海林委員のご意見ですが、ほかにありませんか。はい、どうぞ、村上さん。

○村上 亨委員(由利町)

59 ページに、これ追加でこれは、東海林先生の方からだったかもしれませんが、私わかりませんが、防犯対策の構築と強化の中で、犯罪等云々というのがありますけれども、これによするにもう少し肉付けをしていくというふうなことで、それとも新しい項目を一項目を求めて、付け足した方がいいというような、そういうことなんでしょうか。それは実態としては、やはり実態が実態ですから1項目きちんと設けて、それなりの今後の未来を背負う青少年の皆さんのためにきちっとした体制づくりというのは必要だとは思いますが、この点、その項目、59 ページの項目では不足だということでご意見だったんでしょうか。

それから、先ほど阿部委員さんの方に申し上げたいんですが、決して私、先ほどの地域自治の組織そのものではなくて、地方審議会の方がすばらしいと言っているわけではないです。あくまでも最終答申を少し待った方がいいのではないかということでした。

○柳田会長

はい、事務局どうぞ。

○事務局

事務局からもお答えを申し上げます。

ご指摘のとおり、青少年の健全育成については記載がございません。

しかし、児童福祉の関係での児童の健全育成、あるいは学校教育の充実の中での人間性豊かな児童生徒の育成、これらについては記載をいたしておりますが、青少年の健全育成という言葉は確かに記載してございません。

大変重要な施策でありますので、事務局で追加する場所も含めて検討させていただきたいと思えます。

ただ、事務局として一言言わせていただきますと、この計画はマスタープランという性格上、すべての項目について網羅されているとは言えませんので、その点についてはどうぞご理解をいただきたいと思えます。

○柳田会長

この件に関して、ほかにありますか。

どうぞ、松田委員。

○松田 訓委員(鳥海町)

ただ今の事務局のことでございますけれども、せっかく39 ページに人づくりという項目もございますので、東海林先生のおっしゃられたことについて、特に青少年、特に義務的な小中学校は視野に入れるけれども、ほとんど今100%近く進学する高校があんまり取り入れないケースがある

と。したがって、ここで青少年の中に高校も含めて、そういうものも視野に入れた健全育成をアップしていただきたいと、こう思います。

それから、先ほどの地域自治組織のことでございますけれども、これにつきましては、ぜひ1つ前向きに取り組んでいただきたい、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それからもう1つは、ただ今、まちづくり計画の素案で第6章公共施設の適正配置と統合整備、第7章財政計画、これはただ2行項目が挙がっているだけでございますので、これが出てきて初めてまちづくり計画が一人前になるということですから、まだこれは半人前だと思ひます。そういう意味で、事務局ではこの第6章、7章につきましてはどういう進捗状況なのか、いつ頃提示できるのか、その辺のところをお願ひしたいと思ひます。

○柳田会長

はい、事務局。

○事務局

お答えをいたします。

結論から言ひますと、今現在、新市まちづくり計画の素案の確認と同時に、平行しながら財政計画、あるいは事業の計画について事務レベルでいろいろ協議をしているところであります。

まちづくり計画の素案に沿った事業計画、財政計画というものが必要であろうということで、皆さんからのご協議をまず先にさせていただいているという状況であります。

財政計画、事業計画について一番重要なところでありまして、一番難しいところだろうと考えておりまして、事務レベルでも幹事会を中心しながらいろいろ協議をしているところであります。

事業、財政計画等がまとまりますと、県の協議も必要でございます。由利の振興局を經由しながら県庁の方に行く訳であります。これにも時間を要するということがあります。それらも含めた新市のまちづくり計画については、年度内には挙げたいと考えております。以上でございます。

○柳田会長

東海林委員の発言の件については、事務局において整理していただければと思ひます。

東海林さん、そういうことでいかがでしょうか。

松田委員、何かありますか。どうぞ。

○松田 訓委員(鳥海町)

今申されましたように、やはり私も公共施設の適正配置と統合整備、これはいわゆるこれから50年の計画になると思ひますが、そういうことを踏まえますと、非常に、あるいは財政計画等々も出てきますと、本当にこの協議会が本格的に議論できるんじゃないかなとこう思っている訳でございますので、年度内と言わないで、その前に私は完璧なものよりも年内に中間報告ぐらいは出せるように頑張っただきたいと思ひます。

いかがでしょうか。

○柳田会長

なかなか難しい問題です。今、50年先を読むのは難しいですが、市町村合併をやるからには、短期的、あるいは長期的な面、両面から検討すべきと思ひます。

ただ今、議論の日時の問題で、年度内と言わないで年内にというご発言をいただきましたが、なかなかそこまでは、というのが事務局の率直な意見でもありました。

これから、国の方針など様々変わることはありながらも、地域計画を描くということは必要だろうというお考えだと思ひます。

これから事務局、幹事会等で、大変難しいことですができるだけ早めにお示しできるような方向で努力をしていただきたいと思います。

今の段階では、今申し上げたことをご理解いただきたいと思います。

はい、どうぞ。

○松田 訓委員(鳥海町)

事務局からのお答えもいただきたいんですがございますけれども、よろしく願います。

○柳田会長

はい、事務局から願います。

○事務局

私ども今、財政計画と十分精査しているところでございます。

基本的に今のまちづくり計画の素案を確認いただきまして、ご承認いただかないと、これと違ったものを作る訳にはいきません。

そういうことで、私どもも、少しでも早く出せるような努力をしてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○柳田会長

村岡委員、どうぞ。

○村岡兼幸委員(本荘市)

本荘市の村岡です。

住民自治の観点から1つと、新市まちづくり計画についての意見ということで2点ほどお話ししたいと思います。この新市まちづくり計画は、いわゆるこれからのまちづくりの原点というか、憲法になるようなものだと思いますので、この協議会の中で徹底的に議論する必要があるという茂木さんの意見、私もそのとおりだとも思います。

そんな中で、事務局がこれだけのすばらしい計画をさまざまな調査、情報を収集した上で、全く中央のコンサルを頼ることなく全部つくったということですので、その点に関しては敬意を表したいと思いますけれども、しかし、あえてこの協議会の場でさまざまな意見を述べるのが我々の委員の役目だと思いますので、あえて辛口の意見を少し述べさせていただきたいと思います。

基本理念 29 ページにあります理念の3つ、大きな3つがあります。新市まちづくり計画でありますけれども、いわゆる地方分権の時代の新市まちづくり計画ですから、1点目も2点目も、これももちろん非常に大切な基本理念であります。「人と豊かな自然がつながり健やかで創造性あふれるまち」とか、「交流と賑わいに支えられていきいきと躍動するまち」とか、これはもちろん大事な基本理念でありますけれども、これは現状でも大事な基本理念であって、地方分権の時代の市町村合併を今迎えた中で大事なものは、行政が変わるだけでなく、住民も変わらなければならないという中で計画づくりをされていかなければならないので、先ほどから何度も議論の出ている住民自治と協同の精神に基づいた可能性豊かで自立したまちという部分、本当にこの部分を議論して、どんな新市をつくっていくのかということは非常に重要なことだと思いますので、それが将来像の部分では協同という言葉、長過ぎるとか難しいということではぶかれた経緯はあるようでありまして、先ほど茂木さん等々、阿部議長も言われておりますけれども、そういう意味での住民自治を尊重していくという基本理念がありますから、それを実際のシステムとして落とししていくことを計画に盛り込まなければならないと思います。

だから、先ほどから当分の間という言葉が出ていましたけれども、私は当分の間ではなくて、1市7町のこれだけ広い範囲の広域の自治体の中では、システムとしてずっと持ち続けていくためには、ここの1市7町の中にはどのような住民自治の形をつくっていくのかということで、法的の難しさはしておいて、この地域ではどういうふうな形でシステムとしてつくるのかという議論を先ほどから出ているように先取りして議論をしていく必要があるのではないかと強く感じます。それが1点目と。

もう1つ、全体計画の中で非常に重要な文言としては、23ページの中の地域の一体化と地域全体の成長発展というこの2つの意味あい、地域の一体化ということは新市全体としてどのようなビジョンを描くかということでしょうし、もう1つ地域全体というのは、それぞれ1市7町の八町がそれぞれ個性豊かな特徴ある町をさらにどのようにして成長発展させていくかという2つだと思えますけれども、あえて短く話すためにいうと、こちらの最初の方の地域の全体というのは縦系のような話だと思えます。

どのような新市全体としての発展計画。もう1つの方は、いわゆる横系というか、それぞれの8市町が特徴ある、どのようなまちづくりをこれからもやっていくかという横系だとすれば、縦系と横系が織り成されて初めて模様ができるんでありまして、どうも計画としては横系を少しつなげていないような計画になっていることが若干あるのではないかと、これからますます素案ですから練り上げていく訳なので、これからなんだと思えますけれども、そういう意味で縦系と横系のバランスをどうとっていくかということが、このまちづくり計画の中でこれから最も重要になってくるのではないかと感じましたので、ご提案申し上げます。

○柳田会長

どうもありがとうございました。

それでは、新市まちづくり計画素案について、皆さん方から先ほど来ご意見を賜っているところでありますが、事務局で検討の上、一部付け足しなどもあります、ご理解を賜りたいと思えます。

皆さんよろしいですか。

今野さん、その他の事項ですか。 はい、どうぞ。

○今野義親委員(鳥海町)

鳥海町の今野でございます。

先ほど東海林先生が教育の話、青少年の問題のお話なんかありましたけれども、私いつも思うんですけれども、いくら名前を立派ないろんな文面をつくっても、実行しなければ何にもならないんですよ。ですから、どうやって実行していくかということがこれからの私大事なところだこう思っております。

私なんかいつも思っているんですけれども、特に高校生の問題なんですけれども、やはり高校生はみんなが等しく教育を受けられる、そういう形式をつくらなければいけない。だけれども、これ1市7町合併いたしますと、今もそうなんですけれども、やはり鳥海町、あるいは東由利、大内さんの奥の方、これはどうしても本荘周辺の高校に行きますと下宿ということが強いられてきます。

こういう面からも、1つ私同じくお金をかからないで教育を受けるためには、やはり本荘市周辺に寄宿舍なんかを建てた方がいいだろうこう思います。ということは、これはやはり青少年の問題にいけます。

今私がこんなことを私の町でも言うておりますけれども、そうすると、今そんなところに子供が入らないよと、親が入れないよと言うんですよ。ですから、そういう団体生活から親がまず教えるという気持ちがないと、やはり健全な青少年は育たないのではないだろうかとこう思いますので、ぜひ1つ寄宿舍の問題、これからこの問題に1つ入れていただきたいなど、検討していただきたいと、入れていただきたいでなくて検討していただきたいということがまず1つ。

それから、やはり今この5章までは本当にすごく言われましても、私も敬意を表したいんですが、6章、7章に今入ってきます。私どうしても腑に落ちないのは、この新市のまちづくり計画、これはやはり私は前からお話し、ちょっと戻るんですけども、やはり核となる本庁舎が建てなくてもいいですよ、一体どの辺にあるのか、その核のところからこれがはじまっていけないと、本当のまちづくり計画はいかないのではなかろうかなと、こういうように思う訳であります。

今、さっきも当分の間ということが出ましたけれども、当分の間は建設はしないと、こういうことになりましたけれども、この中の意見には、まずお金がないから合併するんだと、それからもう1つは庁舎建てるにしても特例債を使っても借金だと、こういうご意見もありましたけれども、確かに私そのとおりだと思います。

だけれども、本庁舎を20年も30年も建てなくて済むというこれは問題ではありません。ですから、建てるとすれば10年以内の特例債あるうちに建てないと、これは過ぎてしまうと水に打たしてやることになります。特例債があるうちにやるのであれば、7割は国の金が使えるところということでありますので、今建てることはできなくても、もっと協議会で場所ぐらいは決定するべきではないだろうかと思う。どうしても借金するのがいやだとすれば、各市町村さんの基金積み立てがございまして、これを合わせても庁舎は十分に建てるはずでありますので、もう1回前に1つ戻していただいて、皆さんで協議をしていただきたいとこういうことをお願いを申し上げて終わります。

○柳田会長

寄宿舎の話については、様々巾広く、即ち学校やPTAの関係からのご意見などを聞かなければならないこともありますので、これから検討することをご了解ください。

また、庁舎の問題については、この前は庁舎を本荘市に置くということでご確認をいただいております。

それから、もし建てるとすれば特例債があるうちに目途をつけるべきでないかという意見も出たところです。

今、議長さんから大変ご理解のあるご発言いただいている訳ですが、最初のスタートはどこに、ということで、今ある広域市町村圏として使っているところ、即ち本荘市役所敷地内、また本荘市の市役所庁舎も含めて、耐用年数がどれだけか、などもこれからさらに詰めてまいりたいと思います。

それでは、まず新市の建設計画、協議第7号の「新市まちづくり計画の素案について」は、ほかにないようですので、確認をいただいたものとしたしまして、文言や字句の整理は、幹事会及び事務局に一任したいと思います。

次に、その他ということでお願いします。

○齊藤好三委員(本荘市)

本荘市の齊藤です。よろしくどうぞお願いします。

先ほどですね、上水道の問題について要望いたしたいとこう思います。

上水道料金について、いろいろこれは独立採算性だと先ほども言われました。そして、経営していくためには起債しかきかないということで、これから投資的経費とか人件費とかいろんな角度で事業努力をしていかなければならないと思いますが、どうかこれからは工場誘致の問題もあります。水が少し増えると、ものすごく大きな、例えばある企業もございまして、そういうことも考慮しながら、時間を、3年間の今市民の納得を得られるような、そういう料金に近づけていただきたいと、基本的には最低の線でいくのが、最小の方に合わせていくのがこれがもう基本でございまして、そこまで難しいとしたら、そういうことをご努力を願いたいと、このように思います。

それで、先ほど簡易水道 5,000 人未満と言うけれども、本当は 5,000 人未満は 100 人まででなかったでしょうか。1つそんなことを申し上げながら、終わりたいと思います。

それからもう1つ、いい町をつくろうということで、先ほど1市7町、そのような思いは、言葉ではそうですけれども、もう新しいまちだと、そういう形の中で私はいろんなことを持っています。

本荘市の皆さん、本荘市から来ている委員の皆さんもそういう思いでございますので、どうかよろしくお願ひ申し上げたいと思ひまして、一言お願ひと考えを申し述べて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○柳田会長

ありがとうございました。

なければ、これで終わります。

この際、お諮りいたします。

今協議会において協議されました案件等においては、その字句、条項、数字、その他文 案等の整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思ひますので、これにご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

事務局から、今後の日程等について説明して下さい。

○事務局

次回の第9回協議会の日程についてお話しいたしますが、委員の皆様方には事前に日程の変更を連絡しておりましたが、10月27日、月曜日となりますが、午後1時30分より東由利町の「有鄰館」を会場に開催したいと考えております。

なお、諸般の事情により日程は変更になる場合もありますが、その際は早めに連絡したいと思ひますが、10月27日、月曜日に日程が変わっておりますので、日程調整の方、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○柳田会長

どうもありがとうございました。

今回は、10月27日、13時30分から東由利町の「有鄰館」ということです。

今日は、皆さん方から4時半までということで時間を設定した訳ではありますが、大変ご協力をいただき、少々時間を残して終了しますが、これからもより一層議論を高めながら、この合併に向けて前進してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

どうも本当に今日はありがとうございました。終わります。

午後4時10分 閉 会